**令和３年７月版**

| 主眼事項 | 着眼点 | 根拠法令 | 確認文書 | 備考・確認事項 | 点検  結果 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 第１　基本方針 | （１）指定地域定着支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者との常時の連絡体制を確保し、当該利用者に対し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合に、相談その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切に行われているか。 | 法第51条の23  平24厚令27  第39条第1項 | 運営規程  地域定着支援台帳  ケース記録 |  | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定地域定着支援の事業は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立って行われているか。 | 平24厚令27  第39条第2項 | 運営規程  地域定着支援台帳  ケース記録 |  | 適  否  該当なし |
|  | （３）指定地域定着支援事業者は、自らその提供する指定地域定着支援の評価を行い、常にその改善を図られているか。 | 平24厚令27  第39条第3項 | 自己評価資料  自己評価結果を改善に繋げていることが分かる記録 |  | 適  否  該当なし |
|  | （４）指定地域定着支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。 | 平24厚令27  第39条第4項 | 運営規程  研修計画、研修実施記録  虐待防止関係書類  体制の整備をしていることが分かる書類 |  | 適  否  該当なし |
| 第２　人員に関する基準  １　従業者  （１）指定地域定着支援従事者 | 指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援事業所ごとに専らその職務に従事する者(指定地域定着支援従事者)を置いているか。  （ただし、指定地域定着支援の業務に支障がない場合は、当該指定地域定着支援事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。）  ◎解釈通知第３の１  基準第3条及び第4条の規定は、指定地域定着支援の事業につ  いて準用することから、第二の1を参照されたい。  ◎解釈通知第２の１の（１）  (1)　従業者(基準第3条)  基準3条第1項は、指定地域移行支援事業者が、事業所ごと  に必ず１人以上の指定地域移行支援従事者を置くことを定め  たものである。  指定地域移行支援事業所に置くべき指定地域移行支援従事者は、原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事させてはならない。この場合のサービス提供時間帯とは、指定地域移行支援従事者の当該事業所における勤務時間をいうものであり、当該指定地域移行支援従事者の常勤・非常勤の別を問わない。  ただし、指定地域移行支援の業務に支障がない場合においては、指定地域移行支援従事者を当該指定地域移行支援事業所の他の業務又は他の事業所・施設等の業務に従事させることができる。  これは、例えば、指定地域移行支援のサービス提供時間帯において、指定地域移行支援の業務に支障がない場合は、当該指定地域移行支援事業所の管理者や、併設する事業所の業務等に従事することができることをいう。なお、指定特定相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所の業務と兼務する場合については、業務に支障がない場合として認めるものとする。  同条第2項は、第1項の指定地域移行支援従事者のうち１人以上は、相談支援専門員でなければならないことを定めたものである。 | 法第51条の23第1項  平24厚令27  第40条  準用（第3条  第1項） | 勤務実績表  出勤簿（タイムカード）  従業員の資格証  勤務体制一覧表  研修修了書 | 従業者数　　人  うち  常勤　　　人  非常勤　　人 | 適  否  該当なし |
| （２）相談支援専門員 | 指定地域定着支援従事者のうち1人以上は、平成24年厚生労働省告示第226号「指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」に定める相談支援専門員でなければならない。 | 平24厚令27  第40条  準用（第3条  第2項）  平24厚告226 | 勤務実績表  出勤簿（タイムカード）  従業員の資格証  勤務体制一覧表 |  | 適  否  該当なし |
| ２　管理者 | 指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。  （ただし、指定地域定着支援事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域定着支援事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。）  ◎解釈通知第２の１の（２）  (2)　管理者(基準第4条)  指定地域移行支援事業所の管理者は、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものとする。ただし、当該事業所の管理業務に支障がないときは、当該指定地域移行支援事業所の他の業務や、併設する事業所の業務等を兼ねることができるものとする。また、指定特定相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所の業務と兼務する場合については、管理業務に支障がない場合として認めるものとする。なお、管理者は、指定地域移行支援の従業者である必要はないものである。  （経過措置）  指定基準の施行の日（平成24年4月1日）前に、地域移行支援に準ずる事業を行っていた事業所であって、1の(2)の相談支援専門員の配置が困難であると都道府県知事(指定都市又は中核市にあっては、指定都市又は中核市の市長)が認める場合は、当分の間、相談支援専門員を配置しないことができる。  （経過措置）  指定基準の施行の日（平成24年4月1日）前に、地域移行支援に準ずる事業を行っていた事業所であって、1の(2)の相談支援専門員の配置が困難であると都道府県知事(指定都市又は中核市にあっては、指定都市又は中核市の市長)が認める場合は、当分の間、相談支援専門員を配置しないことができる。 | 平24厚令27  第40条  準用（第4条）  平24厚令27  附則第2条 | 管理者の雇用形態が分かる書類  勤務実績表  出勤簿（タイムカード）  従業員の資格証  勤務体制一覧表  適宜必要と認める資料 | 管理者名  兼務等の状況  該当の有無  　　　　有・無 | 適  否  該当なし |
| 第３　運営に関する基準  １　内容及び手続　の説明及び同意 | （１）指定地域定着支援事業者は、地域相談支援給付決定障害者が指定地域定着支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用の申込みを行った地域相談支援給付決定障害者(利用申込者)に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、21に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定地域定着支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。 | 法第51条の23  第2項  平24厚令27  第45条  準用（第5条  第1項） | 重要事項説明書  利用契約書（利用者または家族の署名捺印） | 最新の重要事項説明書の確認  実際に使用されている（利用者の同意がある）ものについて確認 | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定地域定着支援事業者は、社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。  ◎解釈通知第３の２  (5)　準用(基準第45条)  基準第5条から第18条まで及び第25条から第38条までの規定は、指定地域定着支援の事業について準用することから、第二の2の(1)から(12)まで及び(19)から(33)までを参照されたい。  ◎解釈通知第２の２の（１）  (1)　内容及び手続の説明及び同意(基準第5条)  指定地域移行支援事業者は、利用者に対し適切な指定地域移行支援を提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者に対し、当該指定地域移行支援事業所の運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、利用者の障害の特性に応じ、適切に配慮されたわかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所から指定地域移行支援の提供を受けることにつき、当該利用申込者の同意を得なければならないこととしたものである。  なお、利用者及び指定地域移行支援事業所双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいものである。  また、利用者との間で当該指定地域移行支援の提供に係る契約が成立したときは、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第77条第1項の規定に基づき、  ①　当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地  ②　当該事業の経営者が提供する指定地域移行支援の内容  ③　当該指定地域移行支援の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項  ④指定地域移行支援の提供開始年月日  ⑤　指定地域移行支援に係る苦情を受け付けるための窓口を記載した書面を交付すること。  なお、利用者の承諾を得た場合には当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。 | 平24厚令27  第45条  準用（第5条  第2項） | 重要事項説明書  利用契約書（利用者または家族の署名捺印）  その他利用者に交付した書面 | 契約書  　　　　有・無 | 適  否  該当なし |
| ２　契約内容の報　告等 | 指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援の利用に係る契約をしたときは、その旨を市町村に対し遅滞なく報告しているか。  ◎解釈通知第２の２の（２）  (2)　契約内容の報告等(基準第6条)  指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援の提供に係る契約が成立した時は、遅滞なく市町村に対し契約成立の旨を報告しなければならないこととしたものである。 | 平24厚令27  第45条  準用（第6条） | 契約内容報告書 | 報告現物を確認 | 適  否  該当なし |
| ３　提供拒否の禁止 | 指定地域定着支援事業者は、正当な理由がなく、指定地域定着支援の提供を拒んでいないか。  ◎解釈通知第２の２の（３）  (3)　提供拒否の禁止(基準第7条)  　　指定地域移行支援事業者は、原則として、利用申込みに対して応じなければならないことを規定したものであり、特に、  障害支援区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものである。提供を拒むことのできる正当な理由が有る場合とは、  ①　当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合  ②　利用申込者の入所、入院等する障害者支援施設等(基準第１条第２号に規定する障害者支援施設等をいう。以下同じ。)、精神科病院、救護施設等(同条第３号に規定する救護施設等をいう。以下同じ。)又は刑事施設等(同条第４号に規定する刑事施設等をいう。以下同じ。)が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合  ③　当該事業所の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込みがあった場合  ④　その他利用申込者に対し自ら適切な指定地域移行支援を提供することが困難な場合等である。 | 平24厚令27  第45条  準用（第7条） | 適宜必要と認める資料 | 提供禁止事例の有無  　　　　有・無  有の場合その理由 | 適  否  該当なし |
| ４　連絡調整に対する協力 | 指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援の利用について市町村又は指定特定相談支援事業者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。  ◎解釈通知第２の２の（４）  (4)　連絡調整に対する協力(基準第8条)  指定地域移行支援事業者は、市町村又は指定特定相談支援事業者が行う利用者の紹介、地域におけるサービス担当者会議への出席依頼等の連絡調整等に対し、指定地域移行支援の円滑な利用の観点から、できる限り協力しなければならないこととしたものである。 | 平24厚令27  第45条  準用（第8条） | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
| ５　サービス提供困難時の対応 | 指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定地域定着支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定地域定着支援事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。  ◎解釈通知第２の２の（５）  (5)　サービス提供困難時の対応(基準第9条)  指定地域移行支援事業者は、基準第７条の正当な理由により、利用申込者に対し自ら適切な指定地域移行支援を提供することが困難であると認めた場合には、基準第９条の規定により、適当な他の指定地域移行支援事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならないものである。 | 平24厚令27  第45条  準用（第9条） | 適宜必要と認める資料 | 通常業務の地域外からの申込事例あるか  その場合の対応(断った・応じた等) | 適  否  該当なし |
| ６　受給資格の確認 | 指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援の提供を求められた場合は、その者の提示する地域相談支援受給者証によって、地域相談支援給付費の支給対象者であること、地域相談支援給付決定の有無、地域相談支援給付決定の有効期間、地域相談支援給付量等を確かめているか。  ◎解釈通知第２の２の（６）  (6)　受給資格の確認(基準第10条)  指定地域移行支援の利用に係る地域相談支援給付費の支給を受けることができるのは、地域相談支援給付決定障害者であるため、指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援の提供に際し、地域相談支援給付決定障害者の提示する地域相談支援受給者証によって、地域相談支援給付決定障害者であること、地域相談支援給付決定の有無及び地域相談支援給付決定の有効期間、地域相談支援給付量等を確かめなければならないこととしたものである。 | 平24厚令27  第45条  準用（第10条） | 受給者証の写し | 受給資格の確認方法 | 適  否  該当なし |
| ７　地域相談支援給付決定の申請に係る援助 | （１）指定地域定着支援事業者は、地域相談支援給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに地域相談支援給付決定の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 | 平24厚令27  第45条  準用（第11条  第1項） | 適宜必要と認める資料 | 支給決定を受けていない者からの申請  　　　　有・無 | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定地域定着支援事業者は、地域相談支援給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、地域相談支援給付決定の有効期間の終了に伴う地域相談支援給付決定の申請について、必要な援助を行っているか。  ◎解釈通知第２の２の（７）  (7)　地域相談支援給付決定の申請に係る援助(基準第11条)  基準第11条第1項は、地域相談支援給付決定を受けていない者から利用の申込みを受けた場合には、その者の意向を踏まえて速やかに地域相談支援給付費の支給申請に必要な援助を行うこととするものである。  同条第2項は、利用者の地域相談支援給付決定に係る支給期間の終了に伴い、引き続き当該利用者がサービスを利用する意向がある場合には、市町村の標準処理期間を勘案し、あらかじめ余裕をもって当該利用者が支給申請を行うことができるよう申請勧奨等の必要な援助を行うことを定めたものである。 | 平24厚令27  第45条  準用（第11条  第2項） | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
| ８　心身の状況等の把握 | 指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。 | 平24厚令27  第45条  準用（第12条） | アセスメント記録  ケース記録 |  | 適  否  該当なし |
| ９　指定障害福祉サービス事業者等との連携等 | （１）指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援の提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 | 平24厚令27  第45条  準用（第13条  第1項） | 地域定着支援台帳  ケース記録 |  | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、市町村、指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 | 平24厚令27  第45条  準用（第13条  第2項） | 地域定着支援台帳  ケース記録 |  | 適  否  該当なし |
| 10　身分を証する書類の携行 | 指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援従事者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。  ◎解釈通知第２の２の（８）  (8)　身分を証する書類の携行(基準第14条)  利用者が安心して指定地域移行支援の提供を受けられるよう、指定地域移行支援事業者は、当該指定地域移行支援事業所の指定地域移行支援従事者に身分を明らかにする証書や名札等を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならないこととしたものである。  なお、この証書等には、当該指定地域移行支援事業所の名称、当該従業者の氏名を記載するものとし、当該従業者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。 | 平24厚令27  第45条  準用（第14条） | 適宜必要と認める資料 | 身分証の実物確認 | 適  否  該当なし |
| 11　サービスの提供の記録 | （１）指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援を提供した際は、当該指定地域定着支援の提供日、内容その他必要な事項を、当該指定地域定着支援の提供の都度、記録しているか。  （２）指定地域定着支援事業者は、（1）の規定による記録に際しては、地域相談支援給付決定障害者から指定地域定着支援を提供したことについて確認を受けているか。  ◎解釈通知第２の２の（９）  (9)　サービスの提供の記録(基準第15条)  ①　記録の時期  基準第15条第1項は、利用者及び指定地域移行支援事業者が、その時点での指定地域移行支援の利用状況等を把握できるようにするため、指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援を提供した際には、当該指定地域移行支援の提供日、提供したサービスの具体的内容等の利用者へ伝達すべき必要な事項を、後日一括して記録するのではなく、サービスの提供の都度記録しなければならないこととしたものである。  ②　利用者の確認  同条第2項は、同条第1項のサービスの提供の記録について、サービスの提供に係る適切な手続を確保する観点から、利用者の確認を得なければならないこととしたものである。 | 平24厚令27  第45条  準用（第15条  第1項）  平24厚令27  第45条  準用（第15条  第2項） | サービス提供の記録  サービス提供の記録 |  | 適  否  該当なし |
| 12　指定地域定着支援事業者が地域相談支援給付決定障害者に求めることのできる金銭の支払の範囲等 | （１）指定地域定着支援事業者が、指定地域定着支援を提供する地域相談支援給付決定障害者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該地域相談支援給付決定障害者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。 | 平24厚令27  第45条  準用（第16条  第1項） | 適宜必要と認める資料 | 事例の有無  　　　　有・無  内容 | 適  否  該当なし |
|  | （２）(1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに地域相談支援給付決定障害者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、地域相談支援給付決定障害者に対して説明を行い、その同意を得ているか。（ただし、13の(1)又は(2)に規定する支払については、この限りでない）。  ◎解釈通知第２の２の（10）  (10)　指定地域移行支援事業者が地域相談支援給付決定障害者に求めることのできる金銭の支払の範囲等(基準第16条)  指定地域移行支援事業者は、基準第17条第1項及び第2項に規定する額の他、曖昧な名目による不適切な費用の徴収を行うことはできないこととしたものであるが、利用者の直接便益を向上させるものについては、次の要件を満たす場合に、利用者に金銭の支払を求めることは差し支えないものである。  ①　指定地域移行支援のサービス提供の一環として行われるものではないサービスの提供に要する費用であること。  ②　利用者に求める金額、その使途及び金銭の支払を求める理由について記載した書面を利用者に交付し、説明を行うとともに、当該利用者の同意を得ていること。 | 平24厚令27  第45条  準用（第16条  第2項） | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
| 13　地域相談支援給付費の額等の受領 | （１）指定地域定着支援事業者は、法定代理受領を行わない指定地域定着支援を提供した際は、地域相談支援給付決定障害者から当該指定地域定着支援につき障害者総合支援法第51条の14第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定地域相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域相談支援に要した費用の額)の支払を受けているか。 | 平24厚令27  第45条  準用（第17条  第1項） | 請求書  領収書 | 事例の有無  　　　　有・無  ＊地域相談支援給付費に係る利用者の自己負担はなし | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定地域定着支援事業者は、(1)の支払を受ける額のほか、地域相談支援給付決定障害者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の利用者を訪問して指定地域定着支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を地域相談支援給付決定障害者から受けることができるが、支払を受けているか。 | 平24厚令27  第45条  準用（第17条  第2項） | 請求書  領収書 | 事例の有無  　　　　有・無  ＊特別地域加算を算定している場合は交通費の徴収不可 | 適  否  該当なし |
|  | （３）指定地域定着支援事業者は、(1)及び(2)の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った地域相談支援給付決定障害者に対し交付しているか。 | 平24厚令27  第45条  準用（第17条  第3項） | 領収書 |  | 適  否  該当なし |
|  | （４）指定地域定着支援事業者は、(2)の交通費については、あらかじめ、地域相談支援給付決定障害者に対し、その額について説明を行い、地域相談支援給付決定障害者の同意を得ているか。  ◎解釈通知第２の２の（11）  (11)　地域相談支援給付費の額等の受領(基準第17条)  ①　法定代理受領を行わない場合  基準第17条第1項は、指定地域移行支援事業者が、法定代理受領を行わない指定地域移行支援を提供した際には、地域相談支援給付決定障害者から法第51条の14第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した地域相談支援給付費の額の支払を受けることとしたものである。  ②　交通費の受領  同条第2項は、指定地域移行支援の提供に関して、前項の  支払を受ける額のほか、地域相談支援給付決定障害者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の利用者を訪問して指定地域移行支援を行う場合の交通費(移動に要する実費)の支払を地域相談支援給付決定障害者から受けることができることとしたものである。  ③　領収証の交付  同条第3項は、前2項の規定による額の支払を受けた場合には、地域相談支援給付決定障害者に対して領収証を交付することとしたものである。  ④　利用者の事前の同意  同条第4項は、同条第2項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、地域相談支援給付決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、地域相談支援給付決定障害者の同意を得ることとしたものである。 | 平24厚令27  第45条  準用（第17条  第4項） | 重要事項説明書 | 同意文書の確認 | 適  否  該当なし |
| 14　地域相談支援給付費の額に係る通知等 | （１）指定地域定着支援事業者は、法定代理受領により指定地域定着支援に係る地域相談支援給付費の支給を受けた場合は、地域相談支援給付決定障害者に対し、当該地域相談支援給付決定障害者に係る地域相談支援給付費の額を通知しているか。 | 平24厚令27  第45条  準用（第18条  第1項） | 通知の写し |  | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定地域定着支援事業者は、13の(1)の法定代理受領を行わない指定地域定着支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定地域定着支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を地域相談支援給付決定障害者に対して交付しているか。  ◎解釈通知第２の２の（12）  (12)　地域相談支援給付費の額に係る通知等(基準第18条)  ①　利用者への通知  基準第18条第1項は、指定地域移行支援事業者は、市町村から法定代理受領により指定地域移行支援に係る地域相談支援給付費の支給を受けた場合には、地域相談支援給付決定障害者に対し、当該地域相談支援給付決定障害者に係る地域相談支援給付費の額を通知することとしたものである。  ②　サービス提供証明書の利用者への交付  同条第2項は、基準第17条第1項の規定による額の支払を受けた場合には、提供した指定地域移行支援の内容、費用の額その他地域相談支援給付決定障害者が市町村に対し地域相談支援給付費を請求する上で必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を交付しなければならないこととしたものである。 | 平24厚令27  第45条  準用（第18条  第2項） | サービス提供証明書の写し |  | 適  否  該当なし |
| 15　指定地域定着支援の具体的取扱方針 | 指定地域定着支援の方針は、第1に規定する基本方針に基づき、次に掲げるところによるものとしているか。  （１）指定地域定着支援事業所の管理者は、指定地域定着支援従事者に、基本相談支援に関する業務及び地域定着支援台帳の作成その他指定地域定着支援に関する業務を担当させるものとする。 | 平24厚令27  第41条  平24厚令27  第41条第1号 | 地域定着支援台帳  従業者が地域定着支援台帳を作成していることが分かる書類 |  | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定地域定着支援事業所の管理者は、相談支援専門員に、相談支援専門員以外の指定地域定着支援従事者に対する技術的指導及び助言を行わせるものとする。 | 平24厚令27  第41条第2号 | 相談支援専門員が従業者に指導及び助言した記録 |  | 適  否  該当なし |
|  | （３）指定地域定着支援事業者は、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行わなければならない。 | 平24厚令27  第41条第3号 | 地域定着支援台帳  アセスメント及びモニタリングに関する記録  面接記録 |  | 適  否  該当なし |
|  | （４）指定地域定着支援の提供に当たっては、利用者の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有する者による支援等適切な手法を通じて行うものとする。  ◎解釈通知第３の２  (1)　指定地域定着支援の具体的取扱方針(基準第41条)  ①　指定地域定着支援従事者による地域定着支援台帳の作成  (第1号)  指定地域定着支援事業所の管理者は、基本相談支援に関する業務及び地域定着支援台帳の作成に関する業務その他指定地域定着支援に関する業務を指定地域定着支援従事者に担当させることとしたものである。  ②　相談支援専門員による技術的指導及び助言(第2号)  指定地域定着支援事業所の管理者は、相談支援専門員に、相談支援専門員以外の指定地域定着支援従事者に対して、利用者の状況に応じた適切な支援を行うための技術的指導及び助言を行わせることとしたものである。  ③　指定地域定着支援の基本的留意点(第4号)  指定地域定着支援は、緊急時等に利用者の家族の協力が必要となる場合が想定されること等から、指定地域定着支援について利用者及びその家族の十分な理解が求められるものであり、指定地域定着支援の提供に当たっては、利用者の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うことが肝要である。また、必要に応じて、同じ障害を有する者による支援等適切な手法を通じて行うこととする。 | 平24厚令27  第41条第4号 | 利用者又はその家族に説明を行った記録（面接記録等） |  | 適  否  該当なし |
| 16　地域定着支援台帳の作成等 | （１）指定地域定着支援従事者は、利用者の心身の状況、その置かれている環境、緊急時において必要となる当該利用者の家族等及び当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関の連絡先その他の利用者に関する情報を記載した指定地域定着支援に係る台帳(地域定着支援台帳)を作成しているか。 | 平24厚令27  第42条第1項 | 地域定着支援台帳  アセスメント及びモニタリングを実施したことが分かる書類 |  | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定地域定着支援従事者は、地域定着支援台帳の作成に当たっては、適切な方法によりアセスメントを行っているか。 | 平24厚令27  第42条第2項 | 地域定着支援台帳  アセスメント及びモニタリングを実施したことが分かる記録 |  | 適  否  該当なし |
|  | （３）指定地域定着支援従事者は、アセスメントに当たっては、利用者に面接して行わなければならない。この場合において、指定地域定着支援の職務に従事する者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ているか。 | 平24厚令27  第42条第3項 | アセスメントを実施したことが分かる書類  面接記録 |  | 適  否  該当なし |
|  | （４）指定地域定着支援従事者は、地域定着支援台帳の作成後においても、適宜、地域定着支援台帳の見直しを行い、必要に応じて地域定着支援台帳の変更を行っているか。  （５）地域定着支援台帳に変更があった場合、(2)及び(3)に準じて取り扱っているか。  ◎解釈通知第３の２  (2)　地域定着支援台帳の作成等(基準第42条)  ①　地域定着支援台帳  基準第42条においては、指定地域定着支援従事者が作成すべき地域定着支援台帳について規定している。  地域定着支援台帳は、利用者の心身の状況、その置かれている環境、緊急時において必要となる当該利用者の家族等及び当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関の連絡先その他の利用者に関する情報を記載した書面である。  また、地域定着支援台帳は、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(アセスメント)を行い、緊急時等に適切な対応を行うために作成するものである。  なお、地域定着支援台帳の様式については、各事業所ごとに定めるもので差し支えない。  また、指定地域定着支援従事者は、常に利用者の状況の  変化に留意し、その把握に努め、当該地域定着支援台帳を  見直し、必要に応じて当該地域定着支援台帳の変更を行う  こと。 | 平24厚令27  第42条第4項  平24厚令27  第42条第5項 | 地域定着支援台帳  アセスメント及びモニタリングに関する記録  (2)及び(3)に掲げる確認資料 |  | 適  否  該当なし |
| 17　常時の連絡体制の確保等 | （１）指定地域定着支援事業者は、利用者の心身の状況及び障害の特性等に応じ、適切な方法により、当該利用者又はその家族との常時の連絡体制を確保しているか。  ◎解釈通知第３の２（３）  (3)　常時の連絡体制の確保等(基準第43条)  常時の連絡体制については、当該指定地域定着支援事業所が直接利用者又はその家族との連絡体制を確保することが必要である。  なお、常時の連絡体制の確保は、夜間等に職員を配置する他、携帯電話等により利用者又はその家族との常時の連絡体制を確保する方法によることも可能である。  利用者の状況把握については、居宅訪問等の見守りによる支援により利用者の状況及び利用者の緊急時等に適切に対応するための情報を把握することを趣旨としたものである。 | 平24厚令27  第43条第1項 | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
| 18　緊急の事態における支援等 | （１）指定地域定着支援事業者は、利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合には、速やかに当該利用者の居宅への訪問等による状況把握を行っているか。 | 平24厚令27  第44条第1項 | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定地域定着支援事業者は、(1)の状況把握を踏まえ、当該利用者が置かれている状況に応じて、当該利用者の家族、当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関との連絡調整、一時的な滞在による支援その他の必要な措置を適切に講じているか。 | 平24厚令27  第44条第2項 | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （３）指定地域定着支援事業者は、(2)の一時的な滞在による支援について、次に定める要件を満たす場所において行っているか。  ①　利用者が一時的な滞在を行うために必要な広さの区画を有するとともに、一時的な滞在に必要な設備及び備品等を備えていること。  ②　衛生的に管理されている場所であること。 | 平24厚令27  第44条第3項 | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （４）指定地域定着支援事業者は、(2)の一時的な滞在による支援について、指定障害福祉サービス事業者等への委託により行うことができる。  ◎解釈通知第３の２  (4)　緊急の事態における支援等(基準第44条)  ①　基準第44条第1項及び第2項は、緊急に支援が必要な事態が生じた場合に、速やかに利用者の居宅訪問や電話等による状況把握を行い、利用者の状況に応じて必要な措置を適切に講ずべき旨を規定したものである。  なお、一時的な滞在による支援については、利用者への付添いによる見守り等の支援を適切に行うこと。  ②　同条第3項は、一時的な滞在による支援を行う場所について、最低限必要となる要件を定めたものである。  ③　同条第4項は、一時的な滞在による支援について、指定地域定着支援事業者が当該指定地域定着支援事業所の宿直室等を確保して実施する他、指定障害福祉サービス事業者等への委託により障害者支援施設や短期入所事業所等の空室を活用して行うことができることを規定したものである。 | 平24厚令27  第44条第4項 | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
| 19　地域相談支援給付決定障害者に関する市町村への通知 | 指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援を受けている地域相談支援給付決定障害者が偽りその他不正な行為によって地域相談支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。  ◎解釈通知第２の２の（19）  (19)　地域相談支援給付決定障害者に関する市町村への通知(基準第25条)  法第8条第1項の規定により、市町村は、偽りその他不正な手段によって自立支援給付の支給を受けた者があるときは、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができることに鑑み、指定地域移行支援事業者は、その地域相談支援給付決定障害者が偽りその他不正な手段によって地域相談支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付して市町村に通知しなければならないこととしたものである。 | 平24厚令27  第45条  準用（第25条） | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
| 20　管理者の責務 | （１）指定地域定着支援事業所の管理者は、指定地域定着支援従事者その他の従業者の管理、指定地域定着支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。 | 平24厚令27  第45条  準用（第26条  第1項） | 適宜必要と認める資料 | 管理者が相談支援業務の状況を把握しているか | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定地域定着支援事業所の管理者は、指定地域定着支援従事者に指定地域相談支援基準の第3章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。  ◎解釈通知第２の２の（20）  (20)　管理者の責務(基準第26条)  指定地域移行支援事業所の管理者は、指定地域移行支援従事者その他の従業者及び業務の一元的管理並びに指定地域移行支援従事者に基準第二章第三節(運営に関する基準)を遵守させるための指揮命令を行うことを規定したものである。 | 平24厚令27  第45条  準用（第26条  第2項） | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
| 21　運営規程 | 指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。  ①　事業の目的及び運営の方針  ②　従業者の職種、員数及び職務の内容  ③　営業日及び営業時間  ④　指定地域定着支援の提供方法及び内容並びに地域相談支援給付決定障害者から受領する費用及びその額  ⑤　通常の事業の実施地域  ⑥　事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類  ⑦　虐待の防止のための措置に関する事項  ⑧　その他運営に関する重要事項  ◎解釈通知第２の２の（21）  (21)　運営規程(基準第27条)  指定地域移行支援の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定地域移行支援の提供を確保するため、基準第27条第1号から第8号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定地域移行支援事業所ごとに義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。  ①　従業者の職種、員数及び職務内容(第2号)  従業者については、指定地域移行支援従事者とその他の従業者に区分し、員数及び職務内容を記載することとする。なお、従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、基準第３条において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することも差し支えない（基準第５条に規定する重要事項を記した文書に記載する場合についても、同様とする。）  ②　指定地域移行支援の提供方法及び内容並びに地域相談支援給付決定障害者から受領する費用及びその額(第4号)  指定地域移行支援の提供方法及び内容については、サービスの内容及び地域相談支援給付決定障害者から相談を受ける場所、課題分析の手順等を記載するものとする。  地域相談支援給付決定障害者から受領する費用及びその額については、地域相談支援給付費(法定代理受領を行わない場合に限る。)のほかに、基準第17条第2項に規定する額を指すものである。  ③　通常の事業の実施地域(第5号)  通常の事業の実施地域は、客観的にその区域が特定されるものとすること。なお、通常の事業の実施地域は、利用申込みに係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではないものであること。  ④　事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類(第6号)  指定地域移行支援事業者は、障害の種類にかかわらず利用者を受け入れることを基本とするが、サービスの専門性を確保するためやむを得ないと認められる場合においては、事業の主たる対象とする障害の種類を特定して事業を実施することも可能であること。  ⑤　虐待の防止のための措置に関する事項(第7号)  「虐待の防止のための措置」については、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成23年法律第79号)において、障害者虐待を未然に防止するための対策及び虐待が発生した場合の対応について規定しているところであるが、より実効性を担保する観点から、指定地域移行支援事業者は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応が図られるための必要な措置について、あらかじめ運営規程に定めることとしたものである。  具体的には、  ア　虐待の防止に関する責任者の選定  イ　成年後見制度の利用支援  ウ　苦情解決体制の整備  エ　従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研  修の実施(研修方法や研修計画など)  オ　基準第36条の２第１項の虐待の防止のための対策を検  討する委員会（以下「虐待防止委員会」という。）の設  置等に関すること  等を指すものであること。  ⑥　その他運営に関する重要事項（第8号）  障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第116号）第二の三に規定する地域生活支援拠点等である場合は、その旨を規定し、「地域生活支援拠点等の整備促進について」（平成29年7月7日付け障障発第0707第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）の2の(1)で定める拠点等の必要な機能のうち、満たす機能を明記すること。 | 平24厚令27  第45条  準用（第27条） | 運営規程 | 変更がある場合、変更届提出の有・無  交通費以外の費用負担を求めていないか | 適  否  該当なし |
| 22　勤務体制の確保等 | （１）指定地域定着支援事業者は、利用者に対し、適切な指定地域定着支援を提供できるよう、指定地域定着支援事業所ごとに、指定地域定着支援従事者その他の従業者の勤務の体制を定めているか。 | 平24厚令27  第45条  準用（第28条  第1項） | 従業者の勤務表 |  | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援事業所ごとに、当該指定地域定着支援事業所の指定地域定着支援従事者によって指定地域定着支援を提供しているか。  （ただし、18の(4)の規定により指定障害福祉サービス事業者等への委託により行われる一時的な滞在による支援については、この限りでない。） | 平24厚令27  第45条  準用（第28条  第2項） | 勤務形態一覧表または雇用形態が分かる書類 |  | 適  否  該当なし |
|  | （３）指定地域定着支援事業者は、（2）ただし書の規定により指定地域定着支援に係る業務の一部を他の指定地域定着支援事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しているか。 | 平24厚令27  第45条  準用（第28条  第3項） | 委託契約書  業務報告書 |  | 適  否  該当なし |
|  | （４）指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援従事者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。  ◎解釈通知第２の２の（22）  (22)　勤務体制の確保等(基準第28条)  利用者に対する適切な指定地域移行支援の提供を確保するため、従業者の勤務体制等について規定したものであるが、次の点に留意する必要がある。  ①　基第28条第1項は、指定地域移行支援事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、指定地域移行支援従事者その他の従業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすることを定めたものであること。  ②　同条第2項は、当該指定地域移行支援事業所の指定地域移行支援従事者によって指定地域移行支援を提供するべきことを規定したものであるが、指定地域移行支援事業所の従業者とは、雇用契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある従業者を指すものであること。ただし、基準第22条及び第23条第２項の規定により、指定障害福祉サービス事業者等への委託により行われる障害福祉サービスの体験的な利用支援及び体験的な宿泊支援並びに指定地域移行支援事業者の事業所所在地と利用者の退院、退所等した後の居住予定地が遠隔地にある場合における他の指定地域移行支援事業者への委託により行われる住居の確保、利用者が地域生活に移行する上で必要な市町村や保健所等の行政機関及び指定障害福祉サービス事業者等との  連絡調整・手続等については、この限りでない。  ③　同条第3項は、当該委託を行う指定地域移行支援事業者は、当該委託業務の受託者の業務の実施状況を定期的に確認、記録しなければならないことを定めたものである。  ④　同条第4項は、当該指定地域移行支援事業所の指定地域移行支援従事者の質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保することとしたものであること。  ⑤　同条第５項は、雇用の分野における男女の均等な機会及  び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第11  条第１項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第30条の２第１項の規定に基づき、指定地域移行支援事業者には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」という。）の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、規定したものである。指定地域移行支援事業者が講ずべき措置の具体的内容及び指定地域移行支援事業者が講じることが望ましい取組については、次のとおりとする。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意すること。  ア　指定地域移行支援事業者が講ずべき措置の具体的内容  指定地域移行支援事業者が講ずべき措置の具体的な内  容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上構ずべき措置等についての指針（令和２年厚生労働省告示第５号。以下「パワーハラスメント指針」という。）において規定されているとおりであるが、特に留意されたい内容は以下のとおりである。  ａ　指定地域移行支援事業者の方針等の明確化及びその  周知・啓発  職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者　に周知・啓発すること。  ｂ　相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備  相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業者に周知すること。  なお、パワーハラスメント防止のための指定地域移行支援事業者の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第24号）附則第３条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第30条の２第１項の規定により、中小企業（資本金が３億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下の企業）は、令和４年４月１日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされているが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努められたい。  イ　指定地域移行支援事業者が講じることが望ましい取組について  パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して１人で対応させない等）及び③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されているので参考にされたい。 | 平24厚令27  第45条  準用（第28条  第4項） | 研修計画、研修実施記録 |  | 適  否  該当なし |
|  | （５）指定地域定着支援事業者は、適切な指定地域定着支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。 | 平24厚令27  第45条  準用（第28条  第5項） | 就業環境が害されることを防止するための方針が分かる書類 |  | 適  否  該当なし |
| 23　業務継続計画の策定等 | （１）指定地域定着支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域定着支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。 | 平24厚令27  第45条  準用（第28条の2第1項） | 業務継続計画 |  | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定地域定着支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。 | 平24厚令27  第45条  準用（第28条の2第2項） | 研修及び訓練を実施したことが分かる書類 |  | 適  否  該当なし |
|  | （３）指定地域定着支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。  ◎解釈通知第２の２の（23）  (23)　業務継続計画の策定等（基準第28の２）  ①　基準第28条の２は、指定地域移行支援事業者は、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して指定地域移行支援の提供を受けられるよう、指定地域移行支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、従業者に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならないこととしたものである。なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、基準第28条の２に基づき指定地域移行支援事業者に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携して取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。  なお、業務継続計画の策定等に係る義務付けの適用に当たっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和３年厚生労働省令第10号。以下「令和３年改正省令」という。）附則第３条において、３年間の経過措置を設けており、令和６年３月31日までの間は、努力義務とされている。  ②　業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。なお、各項目の記載内容については、「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。また、想定される災害等は地域によって異なるもので  あることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定  することを妨げるものではない。  ア　感染症に係る業務継続計画  ａ　平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向  けた取組の実施、備蓄品の確保等）  ｂ　初動対応  ｃ　感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接  触者への対応、関係者との情報共有等）  イ　災害に係る業務継続計画  ａ　平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）  ｂ　緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）  ｃ　他施設及び地域との連携  ③　研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとす  る。  職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年１回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録すること。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。  ④　訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、指定地域移行支援事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践する支援の演習等を定期的（年１回以上）に実施するものとする。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。  訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。 | 平24厚令27  第45条  準用（第28条の2第3項） | 業務継続計画の見直しを検討したことが分かる書類 |  | 適  否  該当なし |
| 24　設備及び備品等 | 指定地域定着支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定地域定着支援の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。  ◎解釈通知第２の２の（24）  (24)　設備及び備品等(基準第29条)  ①　事務室  指定地域移行支援事業所には、事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいが、間仕切りする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。  なお、この場合に、区分がされていなくても業務に支障がないときは、指定地域移行支援の事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものとする。  ②　受付等のスペースの確保  事務室又は指定地域移行支援の事業を行うための区画については、利用申込みの受付、相談、計画作成会議等に対応するのに適切なスペースを確保するものとし、相談のためのスペース等は利用者が直接出入りできるなど利用しやすい構造とする。  ③　設備及び備品等  指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援に必要な設備及び備品等を確保するものとする。ただし、他の事業所、施設等と同一敷地内にある場合であって、指定地域移行支援の事業又は当該他の事業所、施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所、施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができるものとする。  なお、事務室又は区画、設備及び備品等については、必ずしも事業者が所有している必要はなく、貸与を受けているものであっても差し支えない。 | 平24厚令27  第45条  準用（第29条） | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
| 25　衛生管理等 | （１）指定地域定着支援事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。 | 平24厚令27  第45条  準用（第30条  第1項） | 衛生管理に関する書類 | 従業者への健康診断 | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。 | 平24厚令27  第45条  準用（第30条  第2項） | 衛生管理に関する書類 |  | 適  否  該当なし |
|  | （３）指定地域定着支援事業者は、当該指定地域定着支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。  ①　当該指定地域定着支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。  ②　当該指定地域定着支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。  ③　当該指定地域定着支援事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的に実施しているか。  ◎解釈通知第２の２の（25）  (25)　衛生管理等(基準第30条)  ①　基準第30条第１項及び第２項は、指定地域移行支援事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理並びに指定地域移行支援事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるべきことを規定したものである。  ②　同条第３項に規定する感染症が発生し、又はまん延しないように講ずるべき措置については、具体的には次のアからウまでの取扱いとすること。各事項について、同項に基づき事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。  なお、感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る義務付けの適用に当たっては、令和３年改正省令附則第４条において、３年間の経過措置を設けており、令和６年３月31日までの間は、努力義務とされている。  ア　感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会  当該指定地域移行支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めておくことが必要である。感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね６月に１回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。  感染対策委員会は、テレビ電話装置等（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。以下同じ。）を活用して行うことができるものとする。ただし、障害のある者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。この際、厚生労働省「福祉分野における個人情報保護に関するガイドライン」等を遵守すること。  なお、感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、指定地域移行支援事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。  イ　感染症の予防及びまん延の防止のための指針  当該指定地域移行支援事業所における「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。  平常時の対策としては、指定地域移行支援事業所内の衛生管理（環境の整備等）、支援にかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定される。また、発生時における指定地域移行支援事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。  なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」も踏まえて検討すること。  ウ　感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練  従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定地域移行支援事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的な支援の励行を行うものとする。  職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該　指定地域移行支援事業所が定期的な教育（年１回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。  なお、研修の実施は、厚生労働省「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該指定地域移行支援事業所の実態に応じ行うこと。  また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想　定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年１回以上）に行うことが必要である。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、指定地域移行支援事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上での支援の演習などを実施するものとする。  訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。 | 平24厚令27  第45条  準用（第30条  第3項） | 委員会議事録  感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針  研修及び訓練を実施したことが分かる書類 |  | 適  否  該当なし |
| 26　掲示等 | （１）指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、基本相談支援及び地域定着支援の実施状況、指定地域定着支援従事者の有する資格、経験年数及び勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。又は、指定地域定着支援事業者は、これらの事項を記載した書面を当該指定地域定着支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させているか。 | 平24厚令27  第45条  準用（第31条  第1項・第2項） | 事業所の掲示物又は備え付け閲覧物 | 掲示できない場合、代替方法でも可  苦情対応も掲示しているか | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定地域定着支援事業者は、(1)に規定する重要事項の公表に努めているか。  ◎解釈通知第２の２の（26）  (26)　掲示等(第31条)  ①　基準第31条第１項は、基準第５条の規定により指定地域  移行支援の提供開始時に、重要事項(その内容については(1)参照)を利用者に対して説明を行った上で同意を得ることに加え、指定地域移行支援事業所への当該重要事項の掲示を義務づけることにより、サービス提供が開始された後、継続的にサービスが行われている段階においても利用者の保護を図る趣旨であるが、次に掲げる点に留意する必要がある。  ア　指定地域移行支援事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき利用者又はその家族等に対して見やすい場所のことであること。  イ　従業者の勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、従業者の氏名まで掲示することを求めるものではないこと。  ②　同条第２項は、重要事項を記載したファイル等を利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で当該指定地域移支援事業所内に備え付けることで同条第１項の掲示に代えることができることを規定したものである。  ③　同条第３項は、基本相談支援及び地域移行支援の実施状  況等を公表することにより、利用者のサービスの選択に資することから、第１項に加え、当該重要事項の公表に努めるべき旨を規定したものである。  なお、公表の方法については、ホームページによる掲載等、適宜工夫すること。 | 平24厚令27  第45条  準用（第31条  第3項） | 公表していることが分かる書類 |  | 適  否  該当なし |
| 27　秘密保持等 | （１）指定地域定着支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。 | 平24厚令27  第45条  準用（第32条  第1項） | 従業者及び管理者の秘密保持誓約書 | H25.7.19ＷＡＭ参照 | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定地域定着支援事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。 | 平24厚令27  第45条  準用（第32条  第2項） | 従業者及び管理者の秘密保持誓約書  その他必要な措置を講じたことが分かる文書（就業規則等） | 従業者からの秘密保持に係る誓約書 | 適  否  該当なし |
|  | （３）指定地域定着支援事業者は、計画作成会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。  ◎解釈通知第２の２の（27）  (27)　秘密保持等(基準第32条)  ①　基準第32条第1項は、指定地域移行支援事業所の従業者及び管理者に、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の保持を義務づけたものである。  ②　同条第2項は、指定地域移行支援事業者に対して、過去に当該指定地域移行支援事業所の従業者及び管理者であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を取ることを義務づけたものであり、具体的には、指定地域移行支援事業者は、当該指定地域移行支援事業所の従業者等が、従業者等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者の雇用時等に取り決めるなどの措置を講ずべきこととするものである。  ③　同条第3項は、指定地域移行支援従事者及び利用者に係る障害者支援施設等、精神科病院、救護施設等、刑事施設等、保護観察所又は地域生活定着支援センターにおける担当者が、計画作成会議において利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、指定地域移行支援事業者は、あらかじめ、文書により利用者又はその家族から同意を得る必要があることを規定したものであるが、この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものである。 | 平24厚令27  第45条  準用（第32条  第3項） | 個人情報同意書 | 利用者及び家族の同意文書確認 | 適  否  該当なし |
| 28　情報の提供等 | （１）指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援を利用しようとする者が、これを適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定地域定着支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。 | 平24厚令27  第45条  準用（第33条  第1項） | 情報提供を行ったことが分かる書類（パンフレット等） |  | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定地域定着支援事業者は、当該指定地域定着支援事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしていないか。 | 平24厚令27  第45条  準用（第33条  第2項） | 事業者のＨＰ画面・パンフレット |  | 適  否  該当なし |
| 29　利益供与等の禁止 | （１）指定地域定着支援事業者は、指定特定相談支援事業者若しくは障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定地域定着支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 | 平24厚令27  第45条  準用（第34条  第1項） | 適宜必要と認める資料 |  |  |
|  | （２）指定地域定着支援事業者は、指定特定相談支援事業者若しくは障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。  ◎解釈通知第２の２の（28）  (28)　利益供与等の禁止(基準第34条)  ①　基準第34条第1項は、指定特定相談支援事業者若しくは　指定障害福祉サービス事業者等による指定地域移行支援事業者の紹介が公正中立に行われるよう、指定地域移行支援事業者は、指定特定相談支援事業者又は障害福祉サービス事業者等に対し、利用者に対して当該指定地域移行支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない旨を規定したものである。  ②　同条第2項は、利用者による指定特定相談支援事業者、指定障害福祉サービス事業者等の選択が公正中立に行われるよう、指定地域移行支援事業者は、指定特定相談支援事業者又は障害福祉サービス事業者等から、当該事業所を利用する利用者やサービス提供が終了した利用者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない旨を規定したものである。 | 平24厚令27  第45条  準用（第34条  第2項） | 適宜必要と認める資料 |  |  |
| 30　苦情解決 | （１）指定地域定着支援事業者は、その提供した指定地域定着支援に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。 | 平24厚令27  第45条  準用（第35条  第1項） | 苦情受付簿  重要事項説明書  契約書  事業所の掲示物 | 苦情対応マニュアルの有無  　　　　有・無  苦情処理窓口 | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定地域定着支援事業者は、（1）の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。 | 平24厚令27  第45条  準用（第35条  第2項） | 苦情者への対応記録  苦情対応マニュアル | 記録確認（処理状況）  苦情と言えない要望等についてもサービスの質の向上の観点からできるだけ記録し、改善を図るように助言 | 適  否  該当なし |
|  | （３）指定地域定着支援事業者は、その提供した指定地域定着支援に関し、障害者総合支援法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定地域定着支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | 平24厚令27  第45条  準用（第35条  第3項） | 市町村からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類 |  | 適  否  該当なし |
|  | （４）指定地域定着支援事業者は、その提供した指定地域定着支援に関し、障害者総合支援法第11条第2項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定地域定着支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | 平24厚令27  第45条  準用（第35条  第4項） | 都道府県からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類 |  | 適  否  該当なし |
|  | （５）指定地域定着支援事業者は、その提供した指定地域定着支援に関し、障害者総合支援法第51条の27第1項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定地域定着支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。  （６）指定地域定着支援事業者は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、(3)から(5)の改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しているか。 | 平24厚令27  第45条  準用（第35条  第5項）  平24厚令27  第45条  準用（第35条  第6項） | 都道府県または市町村からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類  都道府県等への報告書 |  | 適  否  該当なし |
|  | （７）指定地域定着支援事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。  ◎解釈通知第２の２の（29）  (29)　苦情解決(基準第35条)  ①　基準第35条第1項にいう「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情解決の体制及び手順等当該事業所における苦情を解決するための措置を講ずることをいうものである。当該措置の概要については、利用申込者にサービスの内容を説明する文書に記載し、事業所に掲示することが望ましい。  ②　同条第２項は、苦情に対し指定地域移行支援事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情(指定地域移行支援事業所が提供したサービスとは関係のないものを除く。)の受付日、内容等を記録することを義務付けたものである。また、指定地域移行支援事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきである。  なお、基準第38条第2項の規定に基づき、苦情の内容等の記録は、5年間保存しなければならない。  ③　同条第3項から第6項までの規定は、住民に最も身近な行政庁である市町村及び市町村の総括的立場にある都道府県が、サービスに関する苦情に対応する必要が生ずることから、市町村及び都道府県が、指定地域移行支援事業者に対する苦情に関する調査や指導、助言及び報告命令を行えることを運営基準上、明確にしたものである。  ④　同条第7項は、社会福祉法上、都道府県社会福祉協議会の  運営適正化委員会が福祉サービスに関する苦情の解決について相談等を行うこととされたことを受けて、運営適正化委員会が行う同法第85条に規定する調査又はあっせんにできるだけ協力することとしたものである。 | 平24厚令27  第45条  準用（第35条  第7項） | 運営適正化委員会の調査又はあっせんに協力したことが分かる資料 | 調査事例の有無  　　　　有・無  有の場合記録あるか | 適  否  該当なし |
| 31　事故発生時の対応 | （１）指定地域定着支援事業者は、利用者に対する指定地域定着支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 | 平24厚令27  第45条  準用（第36条  第1項） | 事故対応マニュアル  都道府県、市町村、家族等への報告記録 | マニュアルの有無　　　有・無  マニュアルが具体的なものとなっているか  従業者への周知  市町村・保健所への報告 | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定地域定着支援事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。 | 平24厚令27  第45条  準用（第36条  第2項） | 事故の対応記録  ヒヤリハットの記録 | 記録確認  事故報告  ヒヤリハット | 適  否  該当なし |
|  | （３）指定地域定着支援事業者は、利用者に対する指定地域定着支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。  ◎解釈通知第２の２の（30）  (30)　事故発生時の対応(基準第36条)  利用者が安心して指定地域移行支援の提供を受けられるよう、指定地域移行支援事業者は、利用者に対する指定地域移行支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に対して連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、また、利用者に対する指定地域移行支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないこととしたものである。  なお、基準第38条第2項の規定に基づき、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、5年間保存しなければならない。  このほか、以下の点に留意するものとする。  ①　利用者に対する指定地域移行支援の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ指定地域移行支援事業者が定めておくことが望ましいこと。また、事業所に自動体外式除細動器（ＡＥＤ）を設置することや救命講習等を受講することが望ましいこと。なお、事業所の近隣にＡＥＤが設置されており、緊急時に使用できるよう、地域においてその体制や連携を構築することでも差し支えない。  ②　指定地域移行支援事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましいこと。  ③　指定地域移行支援事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。  なお、「福祉サービスにおける危機管理(リスクマネジメント)に関する取り組み指針」(平成14年3月28日福祉サービスにおける危機管理に関する検討会)が示されているので、参考にされたい。 | 平24厚令27  第45条  準用（第36条  第3項） | 再発防止の検討記録  損害賠償を速やかに行ったことが分かる資料（賠償責任保険書類等） | 賠償保険加入の有無  　　　　有・無 | 適  否  該当なし |
| 32　虐待の防止 | 指定地域定着支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。  ①　当該指定地域定着支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。  ②　当該指定地域定着支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施しているか。  ③　①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。  ◎解釈通知第２の２の（31）  （31）　虐待の防止（基準第36条の二）  ①　同条第第１項の虐待防止委員会の役割は、  ・　虐待防止のための計画づくり（虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための実施計画づくり、指針の作成）  ・　虐待防止のチェックとモニタリング（虐待が起こりやすい職場環境の確認等）  ・　虐待発生後の検証と再発防止策の検討（虐待やその疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検討、実行）の３つがある。  虐待防止委員会の設置に向けては、構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の虐待防止担当者（必置）を決めておくことが必要であり、虐待防止委員会の構成員には、利用者やその家族、専門的な知見のある外部の第三者等も加えることが望ましい。  なお、事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可で  あるため、事業所の規模に応じた対応を検討すること。  虐待防止委員会の開催に必要となる人数については事業所の管理者や虐待防止担当者（必置）が参画していれば最低人数は問わないが、委員会での検討結果を従業者に周知徹底  することが必要である。  なお、虐待防止委員会は、少なくとも１年に１回は開催す  ることが必要である。  指定地域相談支援事業所が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、虐待の防止のための対策について、事業所全体で情報共有し、今後の未然防止、再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。  具体的には、次のような対応を想定している。  ア　虐待（不適切な対応事例も含む）が発生した場合、当該  事案について報告するための様式を整備すること。  イ　従業者は、虐待の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、虐待について報告すること。  ウ　虐待防止委員会において、イにより報告された事例を集  計し、分析すること。  エ　事例の分析に当たっては、虐待の発生時の状況等を分析し、虐待の発生原因、結果等をとりまとめ、当該事例の再発防止策を検討すること。  オ　労働環境・条件について確認するための様式を整備する  とともに、当該様式に従い作成された内容を集計、報告し、分析すること。  カ　報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底する  こと。  キ　再発防止策を講じた後に、その効果について検証すること。  ②　指定地域相談支援事業所は次のような項目を定めた「虐待防止のための指針」を作成することが望ましい。  ア　事業所における虐待防止に関する基本的な考え方  イ　虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項  ウ　虐待防止のための職員研修に関する基本方針  エ　施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針  オ　虐待発生時の対応に関する基本方針  カ　利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針  キ　その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方  　針  ③　同条第２項の従業者に対する虐待防止のための研修の実施に当たっては、虐待防止の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、指針を作成した事業所においては当該指針に基づき、虐待防止の徹底を図るものとする。職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定地域相談支援事業所の虐待防止委員会が作成した研修プログラムを実施し、定期的な研修を実施（年１回以上）するとともに、新規採用時には必ず虐待防止の研修を実施することが  重要である。  また、研修の実施内容について記録することが必要である。なお、研修の実施は、施設内で行う職員研修及び協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合でも差し支えない。  ④　同条第３項の虐待防止のための担当者については、相談支援専門員を配置すること。 | 平24厚令27  第45条  準用（第36条の2） | 委員会議事録  研修を実施したことが分かる書類  担当者を配置していることが分かる書類 |  | 適  否  該当なし |
| 33　会計の区分 | 指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定地域定着支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。  ◎解釈通知第２の２の（32）  (32)　会計の区分(基準第32条)  指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定地域移行支援の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならないこととしたものである。 | 平24厚令27  第45条  準用（第37条） | 収支予算書・決算書等の会計書類 |  | 適  否  該当なし |
| 34　記録の整備 | （１）指定地域定着支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。  ◎解釈通知第２の２の（33）  (33)　記録の整備(基準第38条)  指定地域移行支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計等  に関する諸記録を文書により整備しておく必要があること。  なお、基準第38条第２項により、指定地域移行支援事業者は、利用者に対する指定地域移行支援の提供に関する諸記録のうち、少なくとも次に掲げる記録については、当該地域移行支援を提供した日から、少なくとも５年以上保存しておかなければならないこととしたものである  ①　第15条第1項に規定する指定地域移行支援の提供に係る記録  ②　地域移行支援計画  ③　第25条の規定による市町村への通知に係る記録  ④　第35条第2項に規定する苦情の内容等の記録  ⑤　第36条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 | 平24厚令27  第45条  準用（第38条  第1項） | 職員名簿  設備・備品台帳  帳簿等の会計書類 |  | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定地域定着支援事業者は、利用者に対する指定地域定着支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定地域定着支援を提供した日から5年間保存しているか。  ①　提供した指定地域定着支援に係る必要な事項の提供の記録  ②　地域定着支援計画  ③　地域相談支援給付決定障害者に関する市町村への通知に係る記録  ④　苦情の内容等の記録  ⑤　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 | 平24厚令27  第45条  準用（第38条  第2項） | 左記①～⑤の記録 |  | 適  否  該当なし |
| 35　電磁的記録等 | （１）指定一般相談支援事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（受給者証記載事項又は６の受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び（２）に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができているか。 | 平24厚令27  第46条第1項 | 磁的記録簿冊 |  | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定一般相談支援事業者及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができているか。  ◎解釈通知  １　電磁的記録について  基準第46 条第１項は、指定一般相談支援事業者及びその従業者（以下「事業者等」という。）の書面の保存等に係る負担の軽減を図るため、事業者等は、この省令で規定する書面の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができることとしたものである。令和３年７月１日施行予定。  (1)　電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法によること。  (2)　電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。  ①　作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電　子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法  ②　書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法  (3)　その他、基準第46 条第１項において電磁的記録により行うことができるとされているものは、(1)及び(2)に準じた方法によること。  (4)　また、電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。  ２　電磁的方法について  　　基準46条第２項は、書面で行うことが規定されている又は想  定される交付等（交付、説明、同意その他これに類するものをいう。）について、当該交付等の相手方の利便性向上及び事業者等の業務負担軽減等の観点から、事業者等は、事前に当該交付等の相手方の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法によることができることとしたものである。令和３年７月１日施行予定。  （1）　電磁的方法による交付は、以下の①から⑤までに準じた方法によること。  ①　事業者等は、利用申込者からの申出があった場合には、基準第５条の規定による文書の交付に代えて、④で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該事業者等は、当該文書を交付したものとみなす。  ア　電子情報処理組織を使用する方法のうちａ又はｂに掲げるもの  ａ　事業者等の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法  ｂ　事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された基準第５条第１項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）  イ　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準  ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことが  できる物をもって調製するファイルに基準第５条第１項  に規定する重要事項を記録したものを交付する方法  ②　①に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。  ③　①アの「電子情報処理組織」とは、事業者等の使用に係る電子計算機と、利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。  ④　事業者等は、①の規定により基準第５条第１項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。  ア　①のア及びイに規定する方法のうち事業者等が使用するもの  イ　ファイルへの記録の方式  ⑤　④の規定による承諾を得た事業者等は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、基準第５条第１項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び④の規定による承諾をした場合は、この限りでない。  （2）　電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより当該同意の相手方が同意の意思表示をした場合等が考えられること。なお、「押印についてのＱ＆Ａ（令和２年６月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。  （3）　その他、基準第46 条第２項において電磁的方法によることができるとされているものは、(1)及び（2）に準じた方法によること。ただし、基準又はこの通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。  （4）　また、電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。 | 平24厚令27  第46条第2項 | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
| 第４　変更の届出等 | （１）指定一般相談支援事業者は、当該指定に係る一般相談支援事業所の名称及び所在地その他障害者総合支援法施行規則第34条の58で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定地域相談支援の事業を再開したときは、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。 | 法第51条の25  第1項  施行規則第34  条の58 | 適宜必要と認める資料 | 相談支援専門員の変更届はその都度必要 | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定一般相談支援事業者は、当該指定地域相談支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を都道府県知事に届け出ているか。 | 法第51条の25  第2項  施行規則第34  条の58 | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
| 第５　地域定着支援サービス費の算定及び取扱い  １　基本事項 | （１）指定地域相談支援に要する費用の額は、平成24年厚生労働省告示第124号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準」の別表地域相談支援給付費単位数表により算定する単位数に、平成18年厚生労働省告示第539号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて算定しているか。  （ただし、その額が現に当該指定地域相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域相談支援に要した費用の額となっているか。）  （２）(1)の規定により指定地域相談支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に一円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。 | 法第51条の14  第3項  平24厚告124  の一  平18厚告539  法第51条の14  第3項  平24厚告124  の二 | 適宜必要と認める報酬関係資料  適宜必要と認める報酬関係資料 |  | 適  否  該当なし |
| ２　地域定着支援サービス費 | （１）体制確保費については、指定地域定着支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して、指定地域定着支援として、常時の連絡体制の確保等（第3の17の規定による常時の連絡体制の確保等をいう。）を行った場合に、1月につき所定単位数を算定しているか。  ◎留意事項通知第３の２の（１）  (１)　指定地域定着支援に係る報酬の算定について  指定地域定着支援の提供に当たっては、地域相談支援基準に定める以下の基準のいずれかを満たさない場合には、所定単位数を算定しないものとする。  ①　地域定着支援台帳の作成に係るアセスメントに当たっての利用者との面接等（第42条第３項）  ②　適宜の利用者の居宅への訪問等による状況把握（第43条第２項） | 平24厚告124  別表第2の1の注1 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （２）緊急時支援費（Ⅰ）については、指定地域定着支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して、利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、速やかに利用者の居宅等への訪問又は一時的な滞在による支援（第3の18の(2)に規定する一時的な滞在による支援をいう。）を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。 | 平24厚告124  別表第2の1の注2 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （３）平成30年厚生労働省告示第114号に規定する「厚生労働大臣が定める基準」第七号に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定地域定着支援事業所において、緊急時支援費（Ⅰ）を算定する場合に、更に1日につき所定単位数に50単位を加算しているか。 | 平24厚告124  別表第2の1の注2の2  平30厚告114の第七号 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （４）緊急時支援費（Ⅱ）については、指定地域定着支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して、利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜（午後10時から午前6時までの時間をいう。）に電話による相談援助を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。ただし、この場合において、緊急時支援費（Ⅰ）を算定している場合は、算定しない。  ◎留意事項通知第３の２の（２）  (２)　緊急時支援費の取扱いについて  ①　緊急時支援費に係る利用者の障害の特性に起因して生じうる緊急時の対応については、あらかじめ利用者又はその家族等との話合いにより申し合わせておくこと。  ②　地域相談支援報酬告示第２の１のロの(１)の緊急時支援費(Ⅰ)については、緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、速やかに訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合に算定できるものであること。  ③　地域相談支援報酬告示第２の１のロの(２)の緊急時支援費(Ⅱ)については、緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜（午後10時から午前６時までの時間をいう。）に電話による相談援助を行った場合に算定できるものであること。  ただし、緊急時支援費(Ⅰ)を算定する場合は、当該緊急時支援費は算定できないこと。  ④　緊急時支援を行った場合は、地域相談支援基準第45条において準用する地域相談支援基準第15条に基づき、要請のあった時間、要請の内容、当該支援の提供時刻及び緊急時支援費の算定対象である旨等を記録するものとする。  ⑤　一時的な滞在による支援は、宿泊によらない一時的な滞在による場合についても算定できるものであること。  また、一時的な滞在による支援は、宿泊日及び退所日の両方を  算定できるものであること。  ⑥　一時的な滞在による支援は、短期入所サービスの支給決定を受けている障害者の場合であっても、身近な地域の短期入所事業所が満床である等やむを得ない場合においては、算定できるものであること。  ⑦　市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを都道府県知事に届け出た指定地域定着支援事業所の場合、イに定める単位数に、さらに50単位を加算するものとする。 | 平24厚告124  別表第2の1の注2の3 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （５）指定地域定着支援事業者が、16の（3）又は17の（2）に定める基準を満たさないで指定地域定着支援を行った場合には、所定単位数を算定していないか。 | 平24厚告124  別表第2の1の注3 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （６）平成21年厚生労働省告示第176号「厚生労働大臣が定める地域」に定める地域に居住している利用者に対して、指定地域定着支援を行った場合((4)に定める場合を除く。)に、特別地域加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。  ◎留意事項通知第３の２の（３）  (３)　特別地域加算の取扱いについて  地域相談支援報酬告示第２の１の注４の特別地域加算については、第２の２の(１)の⑯の規定を準用する。  ◎留意事項通知第２の２の（１）  ⑯　特別地域加算の取扱いについて  特別地域加算を算定する利用者に対して、指定障害福祉サービス基準第31条第５号に規定する通常の事業の実施地域を越えてサービス提供した場合、指定障害福祉サービス基準第21 条第３項に規定する交通費の支払いを受けることはできないこととする。 | 平24厚告124  別表第2の1の注4  平21厚告176 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | 適  否  該当なし |
| ３　ピアサポート体制加算 | 平成30年厚生労働省告示第114号に規定する「厚生労働大臣が定める基準」第八号に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定地域定着支援事業所において、指定地域定着支援を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。  ◎留意事項通知第３の２の（４）  (４)　ピアサポート体制加算の取扱いについて  地域相談支援報酬告示第２の２のピアサポート体制加算については、第二の３の（７）の④の規定を準用する。この場合において「サービス管理責任者又は地域生活支援員」とあるのは、「指定地域定着支援従事者」と、「指定地域定着支援事業所」とあるのは、「指定自立生活援助事業所」と読み替えるものとする。  ◎留意事項通知第２の３（７）  　④　ピアサポート体制加算の取扱いについて  報酬告示第14の３の３のピアサポート体制加算については、都道府県又は指定都市が実施する障害者ピアサポート研修の基礎研修及び専門研修を修了した次の者をそれぞれ常勤換算方法で0.5以上配置する事業所であって、当該者によりその他の従業者に対して障害者に対する配慮等に関する研修が年１回以上行われている場合に算定することができる。  ア　障害者又は障害者であったと都道府県知事が認める者（以下この④において「障害者等」という。）であって、サービス管理責任者又は地域生活支援員として従事する者  イ　管理者、サービス管理責任者又は地域生活支援員として従事する者  なお、上記の常勤換算方法の算定に当たっては、併設する事業所（指定地域移行支援事業所、指定地域定着支援事業所、指定計画相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所に限る。）の職員を兼務する場合は当該兼務先を含む業務時間の合計が常勤換算方法で0.5以上になる場合を含むものとする。  (一)　算定に当たっての留意事項  ア　研修の要件  「障害者ピアサポート研修」とは、地域生活支援事業通知の別紙１地域生活支援事業実施要綱別記１－17に定める障害者ピアサポート研修事業をいう。  なお、令和６年３月31日までの間は以下の経過措置を認めるものとする。  (ア)　都道府県が上記研修に準ずると認める研修を修了した障害者等を常勤換算方法で0.5以上配置する場合についても研修の要件を満たすものとする。  (イ)　④のイに規定する者の配置がない場合も算定できるものとする。  この場合において、都道府県が上記研修に準ずると認める研修については、都道府県又は市町村が委託又は補助等により実施するピアサポーターの養成を目的とする研修のほか、民間団体が自主的な取組として実施するピアサポーターの養成を目的とする研修についても、研修の目的やカリキュラム等を確認の上で認めて差し支えないが、単なるピアサポーターに関する講演等については認められないこと。  また、研修を修了した旨の確認については、原則として修了証書により確認することとするが、その他の書類等により確認できる場合は当該書類等をもって認めて差し支えない。  イ　障害者等の確認方法  当該加算の算定要件となる研修の課程を修了した「障害者等」については、以下の書類又は方法により確認するものとする。  (ア)　身体障害者  身体障害者手帳  (イ)　知的障害者  ①　療育手帳  ②　療育手帳を有しない場合は、都道府県が必要に応じ　て知的障害者更生相談所に意見を求めて確認する。  (ウ)　精神障害者  以下のいずれかの証書類により確認する（これらに限定されるものではない。）。  ①　精神障害者保健福祉手帳  ②　精神障害を事由とする公的年金を現に受けていること又は受けていたことを証明する書類（国民年金、厚生年金などの年金証書等）  ③　精神障害を事由とする特別障害給付金を現に受けている又は受けていたことを証明する書類  ④　自立支援医療受給者証（精神通院医療に限る。）  ⑤　医師の診断書（原則として主治医が記載し、国際疾病分類ICD-10 コードを記載するなど精神障害者であることが確認できる内容であること） 等  (エ)　難病等対象者  医師の診断書、特定医療費（指定難病）受給者証、指定難病に罹患していることが記載されている難病医療費助成の却下通知等  (オ)　その他都道府県が認める書類又は確認方法  (二)　手続  当該加算を算定する場合は、研修を修了した従業者を配置している旨を都道府県へ届け出るとともに、当該旨を事業所に掲示するとともに公表する必要があること。  なお、ピアサポーター等の本人の氏名の公表を求めるものではなく、加算の算定要件を満たすピアサポーター等を配置している事業所である旨を公表することを求める趣旨であること。また、当該旨の公表に当たっては、あらかじめピアサポーターである障害者等の本人に対し、公表の趣旨（※）を障害特性に配慮しつつ丁寧に説明  を行った上で、同意を得ることが必要である。  ※ピアサポートによる支援を希望する者に対し、事業所の選択の重要な情報として知ってもらうために公表するものである。 | 平24厚告124  別表第2の2の注  平30厚告114の第八号 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | 適  否  該当なし |
| ４　日常生活支援情報提供加算 | 指定地域定着支援事業所の利用者のうち、精神科病院等に通院する者について、当該利用者の自立した日常生活の維持するために必要と認められる場合において、当該指定地域定着支援事業所の従業者が、あらかじめ当該利用者の同意を得て、当該精神科病院等の職員に対して、当該利用者の心身の状況、生活環境等の当該利用者の自立した日常生活の維持に必要な情報を提供した場合に、当該利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。  ◎留意事項通知第３の２の（５）  (５)　日常生活支援情報提供加算の取扱いについて  地域相談支援報酬告示第２の３の日常生活支援情報提供加算については、第２の３の(７)の⑨の規定を準用する。  ◎留意事項通知第２の３の(７)  ⑨　日常生活支援情報提供加算の取扱いについて  報酬告示第14の３の８の日常生活支援情報提供加算については、精神科病院等に通院する者の自立した日常生活を維持する観点から、あらかじめ利用者の同意を得て、当該精神科病院等の職員に対して、当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者の自立した日常生活の維持に必要な情報を提供した場合に、実施した月について算定できるものであること。  「精神科病院等」とは、具体的には、精神科病院、医療法(昭和23年法律第205号)に規定する病院若しくは診療所(精神病床を有するもの又は同法第８条若しくは医療法施行令(昭和23年政令第326号)第４条の２の規定により精神科若しくは心療内科を担当診療科名として届け出ているものに限る。)を指すものである。  「利用者の自立した日常生活を維持するために必要と認められる場合」とは、具体的には、服薬管理が不十分である場合や生活リズムが崩れている場合等であること。  情報提供を行った日時、提供先、内容、提供手段（面談、文書、FAX等）等について記録を作成し、５年間保存するとともに、市町村長から求めがあった場合については、提出しなければならない。 | 平24厚告124  別表第2の3の注 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | 適  否  該当なし |
| ５　居住支援連携体制加算 | 平成30年厚生労働省告示第114号に規定する「厚生労働大臣が定める基準」第六号に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定地域定着支援事業所において、住宅確保要配慮者居住支援法人又は住宅確保要配慮者居住支援協議会に対して、1月に1回以上、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報を共有した場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。  ◎留意事項通知第３の２の(６)  (６)　居住支援連携体制加算の取扱いについて  地域相談支援報酬告示第２の４の居住支援連携体制加算については、第２の３の(７)の⑩の規定を準用する。  ◎留意事項通知第２の３の(７)  ⑩　居住支援連携体制加算の取扱いについて  報酬告示第14の３の９の居住支援連携体制加算については、利用者の住居の確保及び居住の支援の充実を図り、安心して地域で暮らせる環境整備を推進する観点から、指定自立生活援助事業所が住宅確保要配慮者居住支援法人（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人をいう。以下同じ。）又は同法第51条第１項に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会と、毎月、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報の共有をしなければならないものであること。  「利用者の住宅の確保及び居住の支援に係る必要な情報」とは、具体的には、利用者の心身の状況（例えば、障害の程度や特性、疾患・病歴の有無など）、生活環境（例えば、家族構成、生活歴など）、日常生活における本人の支援の有無やその具体的状況及びサービスの利用状況、利用者の障害の特性に起因して生じうる緊急時の対応等に関する情報であること。  「情報の共有」については、原則、対面による情報共有のほか、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障害を有する者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。なお、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。また、テレビ電話装置等を使用する場合には、当該情報の共有に支障がないよう留意すること。  情報の共有を行った日時、場所、内容、共有手段（面談、テレビ電話装置等の使用等）等について記録を作成し、５年間保存するとともに、市町村長から求めがあった場合については、提出しなければならない。  当該加算を算定する場合は、住宅確保要配慮者居住支援法人又は住宅確保要配慮者居住支援協議会との連携により利用者の住宅の確保及び居住の支援を図る体制を確保している旨を都道府県へ届け出るとともに、当該旨を事業所に掲示するとともに公表する必要があること。 | 平24厚告124  別表第2の4の注  平30厚告114の第六号 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | 適  否  該当なし |
| ６　地域居住支援体制強化推進加算 | 指定地域定着支援事業所の従業者が、当該指定地域定着支援事業所の利用者の同意を得て、当該利用者に対して、住宅確保要配慮者居住支援法人と共同して、居宅における生活上必要な説明及び指導を行った上で、協議会又は保健、医療及び福祉関係者による協議の場に対し、当該説明及び指導の内容並びに住宅の確保及び居住の支援に係る課題を報告した場合に、当該指定地域定着支援事業所において、当該利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。  ◎留意事項通知第３の２の(７)  (７)　地域居住支援体制強化推進加算の取扱いについて  地域相談支援報酬告示第２の５の地域居住支援体制強化推進加算については、第２の３の(７)の⑪の規定を準用する。  ◎留意事項通知第２の３の(７)  ⑪　地域居住支援体制強化推進加算について  報酬告示第14の３の10の地域居住支援体制強化推進加算については、利用者の住居の確保及び居住の支援の充実を図り、安心して地域で暮らせる環境整備を推進する観点から、利用者の同意を得て、当該利用者に対して、住宅確保要配慮者居住支援法人と共同して、在宅での療養又は地域において生活する上で必要となる説明及び指導等の必要な支援を行った上で、協議会（法第89条の３第１項に規定する協議会をいう。以下同じ。）又は保健、医療及び福祉関係者による協議の場（障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第116号）別表第一の八に規定する保健、医療及び福祉関係者による協議の場をいう。以下同じ。）に対し、当該説明及び指導の内容並びに住宅の確保及び居住の支援に係る課題を報告した場合に、実施した月について算定できるものであること。  説明及び指導の内容並びに住宅の確保及び居住の支援に係る課題は、協議会等への出席及び資料提供や文書等による方法で報告すること。  当該加算の対象となる在宅での療養又は地域において生活する上で必要となる説明及び指導等の必要な支援を行った場合には、当該支援内容を記録するものとする。また、協議会又は保健、医療及び福祉関係者による協議の場に対し報告した日時、報告先、内容、報告方法（協議会等への出席及び資料提供、文書等）等について記録するものとする。なお、作成した記録は５年間保存するとともに、市町村長から求めがあった場合については、提出しなければならない。 | 平24厚告124  別表第2の5の注 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | 適  否  該当なし |